

# 税の申告について

申告期間

2/16~3/15まで

## お知らせします

期間後半は混雑が予想されますので、早めの申告をお願いします。

### 令和3年1月1日に行方市にお住まいの方は、所得の申告が必要です。

令和3年度(令和2年分所得)の所得税および住民税(市・県民税)の申告相談は、令和3年2月16日(火)から3月15日(月)(土・日・祝日を除く)までの期間、麻生・北浦・玉造の各庁舎で行います。

待ち時間を少なくするため、日程表のとおり対象地区を指定していますが、ご都合がつかない場合は他の日時にお越しください。また、申告期限が近づきますと、会場の混雑が予想されるため、早めの申告相談をお願いします。

所得税・住民税申告は、前年1月1日から12月31日までの所得を申告するもので、住民税や国民健康保険税・介護保険料などの課税資料となります。また、申告をしないと各種証明書の発行ができない場合があります。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする感染症対策を下記のとおり実施します。申告が長時間に及ぶと感染リスクが高まるため、申告資料は事前に作成していただきますようお願いいたします。申告書および収支内訳書等の用紙が必要な場合は、税務課(麻生庁舎)までご連絡ください。なお、北浦・玉造の総合窓口にも用意してあります。また、郵送での申告をご希望の方は、税務課(麻生庁舎)へご連絡ください。

### 新型コロナウイルス等の感染症対策について

申告会場では、感染症拡大防止に細心の注意を払い、日程表のとおり申告を実施します。

申告にお越しいただく皆さまにおかれましても、手洗いやマスクの準備、検温など感染防止策へのご理解いただき、以下の通りご協力をお願いします。

- 発熱・咳・倦怠感・下痢などの症状がある場合は、必ずご来場の前に医療機関にご相談いただき、指示に従って指定の医療機関にて受診してください。来庁時に症状がある場合は、体調回復後の来庁をお願いします。
- 感染防止のため、マスクのご着用をお願いします。
- 入口での手指の消毒、検温にご協力ください。
- 混雑緩和のため、発券機を導入することとしました。受付の際は、職員の指示に従ってください。また、混雑状況に応じて会場外でお待ちいただくことがございます。
- 会場内の換気を行っていますので、防寒対策をしてご来場ください。
- 収支内訳・医療費控除の明細書等の申告資料の事前作成にご協力をお願いします。

ご不便をおかけしますが、

感染拡大防止のためご協力をお願いします。





## ■申告が必要な方

- ①給与収入が2,000万円を超えている方
- ②事業所得（営業・農業）があった方
- ③不動産・利子・配当所得があった方
- ④給与所得者で給与以外の所得があった方
- ⑤令和2年中に会社を退職された方
- ⑥年末調整が済んでいない方
- ⑦令和2年中に2社以上の会社に勤めていた方で年末調整が済んでいない方
- ⑧公的年金以外の所得がある方
- ⑨生命保険契約等に基づく保険金の満期一時金があった方
- ⑩土地・家屋等の資産を譲渡した方
- ⑪障害者年金や遺族年金等を受けている方
- ⑫令和2年中に収入のなかった方
- ⑬諸控除を受けようとする方

## ■申告が必要ない方

- ①勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ②扶養に取られている方（他市区町村在住者の扶養を除く）
- ③年金所得のみで扶養控除や医療費控除などをされない方
- ④確定申告をされた方は、住民税の申告は必要ありません。

## ■市役所では受付できない申告

- ①青色申告 ②土地の譲渡所得（公共売買以外）
- ③雑損控除 ④住宅借入金特別控除（初年度） ⑤先物取引
- ⑥消費税申告 ⑦贈与税申告 ⑧過年度申告

上場株式等の配当所得・譲渡所得等について所得税と住民税とで異なる課税方式を選択する方は、令和3年3月15日までに住民税申告書を提出してください。

※上場株式等の配当所得・譲渡所得に関する詳細は、市公式ホームページをご覧ください。

## 申告に必要な持ち物チェックリスト

必要書類が不足していると、申告相談受付ができません。  
チェックリストを利用し、お忘れ物のないように申告会場へお越しください。

該当する方		必要書類
全員		<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） <input type="checkbox"/> 本人・扶養親族のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等） <input type="checkbox"/> 税務署・市役所からのお知らせ通知 <input type="checkbox"/> 印鑑
収入がある方	給与・年金所得	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票原本 ※紛失された場合は、支払者に再発行を依頼してください
	事業所得（営業・農業・漁業・不動産等）	<input type="checkbox"/> 収支内訳書 ※必ず作成してご持参ください <input type="checkbox"/> 領収書等 <input type="checkbox"/> 関係帳簿 <input type="checkbox"/> 雑収入（個別所得補償等）の額がわかるもの
	雑所得（シルバー・個人年金・報酬等）	<input type="checkbox"/> 配分金支払証明書 <input type="checkbox"/> 支払証明
	一時金（生命保険の満期保険金等）	<input type="checkbox"/> 保険会社からの明細書
	譲渡所得	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 買取証明書 ※公共事業への売買のみ
控除を受ける方	医療費控除	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書 ※明細書を作成いただいていない場合は申告を受けできません。必ず作成してご持参ください。 <input type="checkbox"/> 医療費通知
	医療費控除（セルフメディケーション税制）	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の明細書 <input type="checkbox"/> 一定の取組を行ったことを明らかにする書類
	社会保険料控除	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料控除証明書
	生命保険料控除	<input type="checkbox"/> 保険料控除証明
	地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書
その他		<input type="checkbox"/> 申告者本人名義の口座 <input type="checkbox"/> 上記以外で必要だと思われる書類

## ■新型コロナウイルス感染症に関する助成金等の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して、国等から支援される主な助成金等の取り扱いについては、下記の表のとおりとなります。

課税	非課税
<ul style="list-style-type: none"> <li>●持続化給付金（事業所得者向け）</li> <li>●持続化給付金（給与所得者向け）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別定額給付金</li> <li>●新型コロナウイルス感染症対応休業給付金</li> <li>●子育て世帯への臨時特別給付金</li> </ul>

※次ページに続きます

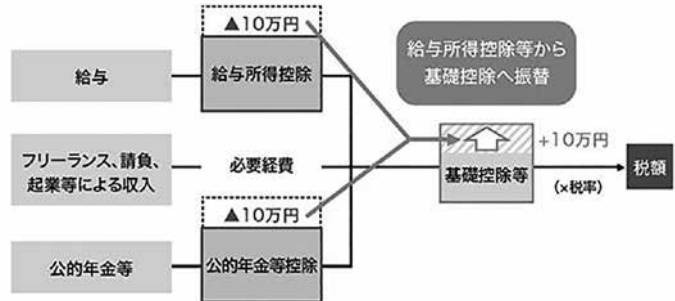
■申告相談日程表 (受付時間：午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分 午後 1 時～午後 4 時)

申告会場	行方市情報交流センター (旧麻生保健センター)	北浦庁舎 2 階第 1 会議室	玉造庁舎 2 階第 1 会議室
指定日	対象地区	対象地区	対象地区
2月16日(火)	麻生地区	津澄地区	玉川地区
2月17日(水)			
2月18日(木)			
2月19日(金)			
2月22日(月)	太田地区	要地区	手賀地区
2月24日(水)			
2月25日(木)			
2月26日(金)	大和地区	要地区	玉造地区
3月1日(月)			
3月2日(火)			
3月3日(水)			
3月4日(木)	行方地区	武田地区	現原地区
3月5日(金)			
3月8日(月)			
3月9日(火)	小高地区	武田地区	立花地区
3月10日(水)			
3月11日(木)			
3月12日(金)			
3月15日(月)			

税金の制度が変わります！

主な改正点① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除・公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、どのような所得にも適用される基礎控除の額を 10 万円引き上げ、基礎控除額 48 万円とします。

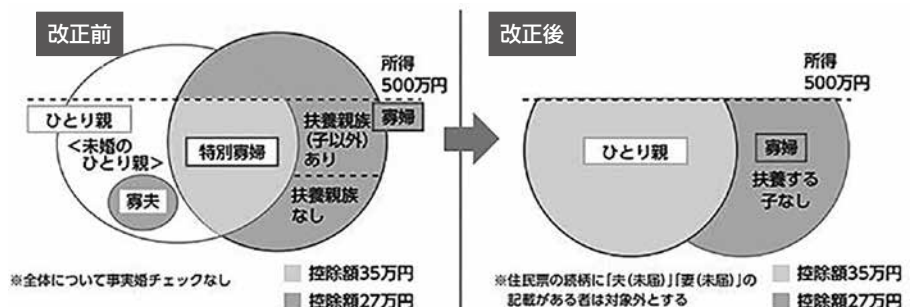


主な改正点② 未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦（寡夫）の見直し

これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦（夫）控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で控除額が違うなど、男女間でも扱いが異なっていました。

そこで、すべてのひとり親家庭に対して、公平な税制支援を行う観点から

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（所得 48 万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除（控除額 35 万円）」を適用します。
- ②上記以外の寡婦に関しては、引続き控除額 27 万円、子以外の扶養親族を有する寡婦については所得制限（所得 500 万円）を設けることとします。





## 潮来税務署からのお知らせ

### ■感染予防に確定申告はご自宅で！

「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxでご提出をスマホでもご利用できます。

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただける国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

作成コーナーを利用すれば、混雑している確定申告会場に出向くことなく、マイナンバーカードとICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

なお、事前に税務署で「ID・パスワード方式」の手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、次の確定申告ではぜひご自宅等で確定申告書を作成し、e-Taxでご提出ください。e-Taxでの提出に替えて、印刷して郵送で税務署に提出することもできます。

▶**確定申告などに関する問い合わせ** 国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

▶**e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ**

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

【受付】月曜日～金曜日（祝日等および12月29日～1月3日を除く）

※令和2年分の「確定申告書等作成コーナー」は、1月4日（月）から提供予定です。

### ■確定申告会場のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。なお、感染予防のため、できるだけご自宅で申告書を作成して、e-Tax・郵送での提出をお願いします。

また、各種相談や申告書の作成方法の質問は、電話でもお受けしております。

【会場】潮来税務署1階

【期間】2月16日（火）～3月15日（月）※土・日・祝日を除く

※還付申告の方は、2月1日（月）から2月15日（月）までの間、相談会場を開設しますので、感染リスク軽減のためにも、この期間のご利用をお願いします。

【時間】相談受付：午前8時30分～午後4時 相談開始：午前9時～

※確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配付状況に応じて、午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

入場整理券は、税務署で当日配布します。なお、LINEで事前に取得ができます（1月下旬からの予定）。

【お持ちいただくもの】

- ・筆記用具 ・計算器具 ・税務署からの「お知らせはがき（お知らせ通知書）」（一部の方に1月下旬に送付されます）
- ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー入り住民票（写）など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・収入金額のわかるもの（源泉徴収票、青色申告決算書、収支内訳書等）  
※個人で事業を行っている方や不動産貸付収入のある方は、事前に青色申告決算書（収支内訳書）を作成しご持参ください。
- ・各種控除を受ける場合の証明書等（国民健康保険の領収書、国民年金保険料控除証明書、生命（介護・地震）保険料控除証明書、医療費控除の明細書、障害者手帳など）  
※医療費控除の明細書は、事前に作成しご持参ください。
- ・所得税の還付を受ける場合は、口座番号のわかるもの（申告者本人名義のもの）

【ご注意】

- ・確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。
- ・咳・発熱等の症状のある方は、来署をご遠慮ください。なお、来署された方の検温を実施しています。その際に、咳・発熱等の症状がみられる方は、庁舎内の立ち入りをお断りします。

【問い合わせ】潮来税務署 個人課税第一部門 ☎0299-66-6931（代表）  
（自動音声流れますので、「0」番をお選びください）

## 「行方市中小企業等事業継続給付金」申請期限のお知らせ

【問い合わせ】商工観光課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている市内の事業者の皆さまへ、事業の継続を支える資金として給付金を支給しています。申請期限が迫っていますので、忘れずにご確認ください。

- ▶給付額 ○法人…1業者あたり40万円（定額）  
○個人…1業者あたり20万円（定額）

### ▶主な要件

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのうち、2019年同月比で売上が30%以上50%未満減少した月があること
- ②国の実施する持続化給付金を受けていないこと、または今後受ける予定のないこと
- ③交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること
- ④交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと など

### ▶申請期限 1月15日（金）（事前予約制）

※事前予約やその他詳細は、お問い合わせください。

## 夫婦のどちらかが障害年金を受給している世帯の方へ ひとり親世帯への臨時特別給付金のお知らせ

【問い合わせ】こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

ひとり親世帯への臨時特別給付金については、児童扶養手当法に定める支給要件に該当する方、養育者の方も対象となります。

児童扶養手当法に定める支給要件の中では、ひとり親世帯でなくても、夫婦どちらかが障害年金を受給している場合、世帯の収入条件によっては該当する場合がありますので、詳細は、こども福祉課へお問い合わせください。

### ▶基本給付（再支給分もありますので、下記の金額が2回支給されます）

- 給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算

### ▶追加給付（公的年金受給者で新型コロナウイルス感染症により収入が減少した方）

- 給付額 1世帯5万円

### ▶申請期限 1月31日（日）

## 高等学校等就学支援補助金のお知らせ

【問い合わせ】企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

市では、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響を鑑み、高校生等の保護者に対し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、子育て支援および定住促進を目的として就学支援に関する補助金を交付しています。

申請期限は3月31日（水）となっています。まだ、申請のお済みでない方は、お早めに申請してください。

### ▶対象者 令和2年7月1日現在、高等学校等に就学している高校生等（※）を監護し、行方市に住所を有する保護者（代表者1人）

（※）高校生等…高等学校（全日制・定時制・通信制※専攻科・別科を除く）、中等教育学校の後期課程（※専攻科・別科を除く）、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校の高等課程、専修学校の一般課程（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設）、各種学校（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設および告示で指定した外国人学校）に就学している生徒

### ▶補助額 高校生等1人につき、2万円を1回交付します。

### ▶申請期限 3月31日（水）

### ▶申請方法 ①申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。また、企画政策課および各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。

②必要書類を、企画政策課または各庁舎総合窓口へ郵送または持参によりご提出ください。

※詳細は、お問い合わせください。

## 障害をお持ちの方のために 各種手当のお知らせ

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

市では、重度の障害をお持ちの方やその養育者の方が、自宅で安定した生活が送れるように、各種の福祉手当を支給しています。手当の支給を受けるには、市役所の窓口で申請を行い、認定を受ける必要があります。なお、障害の程度や所得等の制限があります。また、物価の変動に応じて手当額が改定されます。

### ■特別児童扶養手当

20歳未満で精神・身体・知的に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

#### ★障害区分および障害程度

1級：身体障害者手帳1級、2級、療育手帳<sup>Ⓐ</sup>、A  
精神障害者保健福祉手帳1級

2級：身体障害者手帳3級、療育手帳B  
精神障害者保健福祉手帳2級

★支給額 1級：52,500円（月額）  
2級：34,970円（月額）

### ■障害児福祉手当

身体・知的・精神に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

#### ★障害程度

○身体障害者手帳1級程度の身体障害

○療育手帳<sup>Ⓐ</sup>程度の知的障害

○精神保健福祉手帳1級程度の精神障害

★支給額 14,880円（月額）

### ■在宅障害児福祉手当

在宅で生活する20歳未満の重度の障害を持つ方の保護者に支給されます。ただし、障害児福祉手当の受給者は除きます。

#### ★障害程度

○身体障害者手帳1級、2級

○療育手帳<sup>Ⓐ</sup>、A

○精神保健福祉手帳1級

○特別児童扶養手当1級の受給対象児

★支給額 3,000円（月額）

### ■特別障害者手当

身体・知的・精神に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

#### ★障害程度

○身体障害者手帳1級程度の身体障害

○療育手帳<sup>Ⓐ</sup>程度の知的障害

○精神保健福祉手帳1級程度の精神障害

★支給額 27,350円（月額）

## 新型コロナウイルスの影響により 事業収入が減少した中小事業者等のお知らせ

【問い合わせ】税務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、令和3年度に限り、一定の要件を満たす中小事業者等の保有する事業用家屋および償却資産に係る固定資産税を、事業収入の減少幅に応じて、全額免除または2分の1とします。

### ▶対象となる中小事業者等

- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ・資本金の額または出資金が1億円以下の法人および資本または出資を有しない法人のうち、従業員が1,000人以下の法人（大企業の子会社等は対象外）

### ▶収入の減少に応じた軽減率

会計帳簿等で、令和2年2月～10月間の任意の連続する3カ月間の事業収入の合計が、新型コロナウイルスの影響により前年同期間と比較して「①30%以上50%未満減少の場合に2分の1軽減」または「②50%以上減少の場合に全額免除」に該当すること

### ▶申告手続

- ・申告書の提出は、1月4日から2月1日までに、税務課（麻生庁舎）へお願いします。
- ・申告書には、税理士や会計士といった認定経営革新等支援機関等からの確認印が必要です。
- ・申告書と一緒に提出する認定経営革新等支援機関等に確認を受けた次の書類等の写し  
①事業収入の減少額確認書類（会計帳簿や青色申告決算書などの月別収入を示すもの）②事業用の家屋およびその事業用割合を示す書類 ③償却資産申告書  
※内容については、中小企業庁ホームページ（固定資産税等の軽減措置）をご参照ください。  
※eLTAXに関する申請は、地方税ポータルシステム（<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02230>）でご確認願います。

## 動物愛護に関するボランティアを募集します

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

環境課では「ペットとともに住みよいまちづくり」をめざして、動物愛護に関するボランティアを募集します。市内の野良猫による地域被害や、飼い主の高齢化など、ペットに関して困っている方に手を貸して下さる方、本市の動物愛護推進にご理解・ご協力をいただける方は、ぜひご応募をお願いします。

- ▶条件 ・犬猫が好きな 20 歳以上の方  
・下記の内容のいずれかにご協力いただける方
- ▶主要内容 ①猫の一時預かりができる方  
②譲渡会への参加や協力ができる方  
③犬の散歩ができる方  
④日曜大工程度の作業ができる方  
⑤霞ヶ浦・北浦湖畔や地区の見回りができる方  
⑥その他
- ▶募集期間 1月12日（火）～3月31日（水）午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝祭日を除く
- ▶応募先 環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111（内線231）までお申し込みください。



## 国保年金課からのお知らせ

### 医療費通知の内容を確認しましょう

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

「医療費通知」は、健康保険加入者の皆さまにご自分が受けた医療費がいくらになるのかを知っていただき、医療費についての関心と健康管理に対する理解を深めていただくために実施しているものです。

本市では、国保の方には奇数月に通知しています。例年ですと、1月には7・8月診療分、3月には9・10月診療分の医療通知を送付していましたが、本年度から1月に7～10月診療分を送付します。

お手元に届きましたら、病院等で受け取った領収書と照らし合わせ、内容をよく確認してください。相違または不明な点があれば国保年金課までお問い合わせください。

確定申告（医療費控除）を行う場合「医療費のお知らせ」が「医療費控除の明細書」として使用できます。



## モンゴルへ柔道着を送ろう！

【問い合わせ】企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

本市は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、モンゴル国のホストタウンとして同国と親交を深めたことを契機に、同国との永続的な人的、物的、文化的な相互交流を強く推進しています。

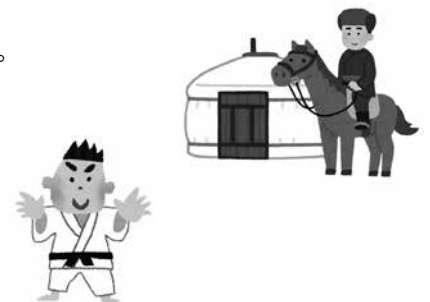
このたび、モンゴル国立オリンピック委員会が実施するモンゴル国へスポーツ用品を送る事業の趣旨に賛同し、特に要望の高い柔道着について広く提供を募り、贈呈することとしました。

モンゴル国の若い柔道選手を支援するため、柔道着の提供にぜひご協力ください。

- ▶募集する柔道着
  - ①製品 新品・中古品は問いません
  - ②サイズ 大人用・子供用は問いません
  - ③お断りするもの 穴あきや破れがあるもの、傷みや汚れ具合がひどいもの
  - ④その他 柔道着は洗濯した上でご提供ください

▶募集期限 1月29日（金）

▶受付場所 企画政策課（麻生庁舎）、北浦総合窓口室（北浦庁舎）、総合窓口課（玉造庁舎）



# 行方市農業委員候補者・農地利用最適化推進委員候補者を募集します

【問い合わせ】農業委員会事務局（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

令和3年9月1日に任期満了となることから、行方市農業委員と、農地利用最適化推進委員の候補者をそれぞれ募集します。

## 共通事項

- ・募集期間 2月15日（月）～3月16日（火）
- ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで ※土・日・祝日を除く
- ・応募書類 農業委員会事務局（北浦庁舎）、総合窓口課窓口（麻生・玉造庁舎）で配付、市ホームページからもダウンロードできます。
- ・提出方法 農業委員会事務局（北浦庁舎）へ持参提出してください。
- ・その他 ①募集方法は、推薦（地区・農業団体等、個人（農業者3人以上から））と応募があります。  
②農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません（ただし、両方に推薦・応募はできます）。  
③募集状況の中間経過および結果は、市ホームページで公表します。

## 農業委員に関する事項

- ・対象者 農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、職務を適切に行うことのできる者
- ・募集人員 定数19人
- ・委員任期 令和3年9月2日～令和6年9月1日まで（3年間）
- ・報酬 月額54,100円
- ・選考方法 農業委員選考委員会で、提出書類などに基づき選考し、議会の同意を得て市長が任命します。
- ・その他 ①農業委員の過半数は、認定農業者でなければなりません。  
②農業者以外で、中立な立場で公正な判断をすることができる者が1人以上必要です。

## 農地利用最適化推進委員に関する事項

- ・対象者 農地利用の最適化の推進に熟意と識見を有する者
- ・募集人員 定数16人（担当区域内ごとに募集）
- ・業務内容 担当区域内（市内13地区）で「農地利用の最適化」を推進します。
- ・委員任期 農業委員会が委嘱した日から令和6年9月1日まで
- ・報酬 月額30,000円
- ・選考方法 農地利用最適化推進委員選考委員会で、提出書類などに基づき選考し、農業委員会総会の議決により農業委員会が委嘱します。

※農地利用最適化推進委員担当区域（推進委員定数16人）

地区名	定数	地区名	定数	地区名	定数	地区名	定数
麻生	1	小高	1	玉川	1	立花	1
太田	1	津澄	1	手賀	1		
大和	2	要	2	玉造	1		
行方	1	武田	2	現原	1		



なめがたエリアテレビが放送した番組の一部を、パソコンやスマートフォン、タブレット等に無料で配信する動画配信サービス「なめテレオンデマンド」。  
見逃してしまった番組や、もう一度見たい過去に放送した番組を、いつでも好きな時間に視聴することができます。  
※インターネットへの回線接続費および通信料は各自負担となります。

**青少年に深夜外出させないで!!**  
深夜：午後11時～翌日午前4時まで

映画館・カラオケボックス・まんが喫茶・インターネットカフェへの深夜入場は…

**親が一緒でもいけません!**

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 茨城県



## 老人クラブの活動をしてみませんか？

【問い合わせ】行方市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎0299-36-2020

現在、本市では42団体の老人クラブが活動していますが、団体数や会員数は年々減少しています。定年退職年齢の引き上げや60～70代の方はまだまだ働き盛りであることが要因にもなり、新規の会員が増えず、困っているクラブが多数存在している状況です。

昨今では、地域とのつながりが段々と薄れ、近所との関わり合いがなくなってしまっている方もいます。年齢を重ねるにつれ、外出する機会や人と会うことが減り、孤立してしまうのではないかと不安を抱えられる方も多く、老人クラブを通して何か楽しめることはないだろうか、日々会員の皆さんは熱心に活動しています。

今年に限っては、新型コロナウイルスの影響で活動が制限されている中、少人数のグループに分かれて、ウォーキングや体操などの軽い運動をしているという話も伺いました。家の中でできることもたくさんありますが、家族以外の方とも交流を持つことで、また新たな楽しみや生きがいも見つけることができるかもしれません。

情報共有だけでなく、お互いの見守りや安否確認など、さまざまな分野で支え合うこともできます。ぜひ、この機会にご検討ください。

【主な活動内容】 ※クラブによって活動内容は異なります。

- ・清掃、草刈り、花壇づくりの奉仕活動（地域の集会所、道路、お寺、神社など）
- ・健康づくり・スポーツ活動（グラウンドゴルフ、クロッカー、シルバーリハビリ体操、輪投げなど）
- ・移動交流会（県内や県外など遠出で活動）
- ・高齢者対象の講座への参加
- ・三世代交流（地域の子どもたちと交流）



## 人権擁護委員による

### 特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。  
相談はすべて無料です。

▶問い合わせ 水戸地方法務局鹿嶋支局 ☎0299-83-6000

▶特設人権相談（時間：午前10時～正午、午後1時～午後3時）

【麻生】2月9日（火） 麻生公民館

【玉造】2月10日（水） 玉造公民館

【北浦】2月11日（木・祝） 北浦公民館

※相談に来られる際には、検温等の体調管理とマスクの着用へのご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大等があった場合には中止となります。



## 放射性物質簡易検査の廃止について

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎）☎0291-35-2111

環境課では、東日本大震災以降、農作物等に対し放射能の簡易検査を実施してきましたが、震災から一定期間が経過したことおよび簡易測定器の経年劣化に伴い、計測値に誤差が生じていることから、令和2年度をもって簡易検査を廃止することとなりました。

ご利用いただいている皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



# 市税と保険料 のお知らせ

1月の市税と保険料は…

- 国民健康保険税 第7期
  - 後期高齢者医療保険料 第7期
- 納付期限（口座振替日）は2月1日です。

市税・保険料のお支払いには、口座振替をご利用ください

行方市役所窓口  
でのお申込み

〈必要なもの〉  
・キャッシュカード  
・身分証明書

15日までのお申し込みで  
当月末納期限分より開始



金融機関窓口  
でのお申込み

〈必要なもの〉  
・預金通帳  
・印鑑（お届け印）  
・納税通知書

お申込日の  
翌月末納期限分より開始

- 利用可能な金融機関  
・常陽銀行・筑波銀行  
・水戸信用金庫・佐原信用金庫  
・ゆうちょ銀行・なめがたしおさい農協

- 申込用紙は、市内の上記金融機関に用意してあります

※振替日に口座残高が不足していた場合は、振替できません。  
納付書で納付いただくこととなります。なお、納期後の再振替は行いません。

遠方にお住まいの方  
金融機関に来店・行方市役所に来庁  
できない方には、申込用紙を送付します  
お気軽にお問い合わせください

【取扱種別】（普通徴収のみ）  
・市税・国民健康保険税  
・介護保険料  
・後期高齢者医療保険料



口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします

市税・保険料の口座振替日は納期限日です。  
（右図参照）振替できなかった市税・保険料  
の再振替は行いませんので、振替日の前日ま  
でに預貯金残高の確認をお願いします。残高  
不足等により振替不能になり、その後も納付  
されない場合には、督促状が送付され、延滞  
金が加算されます。

※納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日の  
場合は、これらの日の翌日が納期限となり  
ます。

科目	納期限（口座振替日）
固定資産税	5月末日・7月末日・9月末日・11月末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	6月末日・8月末日・10月末日・12月25日
国民健康 保険税	7月末日・8月末日・9月末日・10月末日・11月末日 12月25日・1月末日・2月末日・3月末日
介護保険料	4月末日・6月末日・8月末日・10月末日・12月25日 2月末日
後期高齢者 医療保険料	7月末日・8月末日・9月末日・10月末日・11月末日 12月25日・1月末日・2月末日

電話による自動音声案内を行っています。

この案内は、市税・保険料に関するお知らせがある方を対象としています。

対象科目：市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料  
ご案内の電話は、発信専用の電話番号（0299-94-2333）よりご連絡させていただきます。

なお、この電話案内で、次のようなことを指示することは一切ありません。

- ・特定の金融機関や口座番号へ振込をお願いすること。
- ・ATM（銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動預払機）の操作をお願いすること。
- ・通帳やキャッシュカードを預けるようなお願いをすること。

※なお、納付後に電話案内があった場合は、行き違いですのでご容赦ください。



【問い合わせ】 収納対策課・税務課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

令和元年度 市税徴収率 99.52%